

委託推進策素案 ver1 のポイントについて

20241218_第3回市民活動推進委員会

■前回市民活動推進委員会での議論の振り返り

◎結論

- 🌈 次回委員会までに事務局が素案を作成し、それに対してご意見をいただく。

■素案のポイント

1 全体の構成について

- 職員及び団体に対して、市民活動団体への委託促進の周知を目的に作成。
委託契約の原則上、優先的に市民活動団体へ契約することはできないため、あくまで職員には一般企業と団体は同じ土俵にあることを周知。
かつ団体に対しては委託を受注するメリットを周知。
- 細かい内容は極力書き込まず、イメージとして伝わるように意識。
- 実際に委託のハードルは高い（入札の資格登録のハードルが高い）ため、最終的には協働事業も勧める構成となっている。
- 現素案は5割程度の内容で、要素を掲載している状態。タイトルや各項目の見出しなど、よりよいワードがあればご意見をいただきたい。

2 特記事項

■団体向け

- 鎌倉市では、見積書の徴収は「かながわ電子共同入札」に資格登録されている法人等から行うことを原則として手引きに定めている。
（例外：特定の団体にしかできない業務内容）
そのため、契約の受注を受けるには、契約かながわ電子共同入札の登録が基本的には必要なため、資格登録を勧めることが媒体のメインとなる。
- 一方で、資格登録を行うには、法人または個人事業主であることが必要である（法人格のない団体は登録不可）ため、団体が受注を希望する場合には、どちらかになる対応が必要。

■職員向け

- 委託の促進は、全庁的な取組になるため（特に契約検査課等の意見が必要）、庁内検討委員会で、まとめて関係各課に諮り内容を検討したい。

■リストへの掲載内容について

- ・団体名、団体が扱う業務などの団体概要情報
- ・過去の実績 など

3 今後のスケジュール

令和6年

12月18日（水） 推進委員会

12月下旬（または1月上旬） 庁内検討委員会

令和7年

1月中旬 最終案を推進委員会に共有（メールのみ）

2月上旬 団体向け周知媒体の完成

2月中旬 団体向けの情報を掲載したHPアップ

周知メールおよびリスト搭載希望のアンケート実施

3月上旬 リスト作成

職員向け周知媒体

3月下旬 職員向けに周知（掲示板等）

※参考情報

横浜市の「横浜型地域貢献企業認定制度」と「インセンティブ発注」について

★結論

横浜市の横浜型地域貢献企業認定制度と、インセンティブ発注の成り立ちは別物

■横浜型地域貢献企業認定制度

→地域貢献を行っている企業の認定制度であり、契約を優遇する制度とは別物である。（契約手続きは他の企業と同様に公平であり、優遇されるものではない）

■インセンティブ発注

- 道路・公園清掃、公園緑地等管理に関する入札が一定の時期（主に4月）に過度に集中するため、入札における競争性が高い状況であった。
- 最低制限価格を導入している入札では、落札するために最低制限価格を目指して入札した結果、複数の事業者が最低制限価格と同額になり、くじにより落札者を決定する入札が増加するなど、事業者間の競争が激しくなった。
- そのため、横浜市としては、適切な入札を行うためには、むしろ入札に参加できる企業を限定する（参加数を絞る）必要がでてきた。
- そこで、市に貢献する事業者（地域貢献企業）を入札において優遇し、入札の競争性の緩和を期待して実施されている制度である。
- そのため、認定制度はインセンティブ発注を前提としていない（特定の団体にインセンティブを与えるものではない）。かつ、インセンティブ発注は、契約の安全性が担保された「企業」（認定制度で認定された企業）が前提であり、市民活動団体の規模間とは異なる。